

司法修習生の給費制の存続に関する意見書

平成16年12月、司法修習生への給費制を廃止して、国が司法修習生に修習資金を貸与する制度（貸与制）に切りかえる旨の改正裁判所法が成立した。同改正に際しては、衆参両院の法務委員会で、政府並びに最高裁判所は「改正」法施行に当たり、「統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと」との附帯決議がなされ、同改正法自体に手が加えられることはなく、同改正法の施行期日は、本年11月1日に迫っている。

しかしながら、日本弁護士連合会が行った平成21年11月19日のアンケート結果によると、司法修習生の1,528人のうち、奨学金などの債務を負担する者が半数以上（約53%）おり、平均負担額は約318万円で最高負担額は1,200万円であるという実態が明らかになった。

また、法科大学院入学のための適性試験志願者数は、平成15年度の約5万9,000人（延人数）から平成22年度には約1万6,000人（延人数）に減少し、法科大学院への社会人入学者の割合も平成16年度の約48%から平成22年度には約30%まで減少している。

このような状況下で給費制が廃止されれば、法律家を目指す人がさらに減少し、まさに上記附帯決議が指摘した弊害「経済的事情から法曹への道を断念する事態」が生じる可能性が大きいと言える。

医師については、平成18年以降国家試験に合格した医師には2年間の臨床研修及び研修専念義務が課される一方、研修医が研修に専念することができるよう、相応の予算措置がされている。

期待される役割の公共性・公益性において医師と法律家には共通点が多く、法律家は市民の「権利の守り手」ともいうべき役割を果たしており、その法律家になるために修習専念義務を負う司法修習生についても医師と同様に、給費制を存続すべきである。

給費制が廃止されてしまうことには、秋田県のような地方における、経

済的に恵まれない家庭の子弟などが、法曹になりうる道を事実上閉ざして
しまうことになりかねない危険がある。

よって、国においては、有為で多様な人材を法律家として社会に送り出
し、また、地方出身者が経済的事情から法曹への道を断念する事態を招く
ことのないよう、司法修習生の給費制を存続させるため裁判所法を改正す
るよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月1日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	菅	直	人	様	
法務大臣	柳	田	稔	様	
衆議院議長	横	路	孝	弘	様
参議院議長	西	岡	武	夫	様